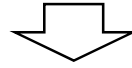


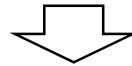
国の新たな水産資源管理

1 我が国の水産資源管理の経過

昭和52年 アメリカ・ソ連が200海里漁業水域を設定



平成3年 我が国がアメリカ200海里水域から完全撤退

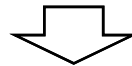


平成8年 我が国が”国連海洋法条約”を批准

(国連海洋法条約)

沿岸国は200海里内において排他的経済水域を設定ことができ、その水域において、資源についての主権的権利を行使することができる一方、生物資源の保存・管理措置をとる義務を有する。

※ 戦後の我が国漁業は、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を外延的に拡大することによって発展してきたが、国連海洋法条約の下で自国の200海里水域の資源の持続的利用を基本に漁業の発展を図っていくことが求められた。



平成13年 ”水産基本法”を公布・施行

※ 沿岸漁業振興法から政策目的の転換

(沿岸漁業振興法)

水産資源は比較的良好な状態にあることを前提に生産の効率化および漁獲量の増大に重点

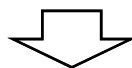


(水産基本法)

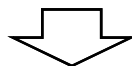
水産資源が適切に管理することにより持続的利用が可能な資源であるという特性を踏まえ、水産資源の適切な管理と持続的利用を基本に施策展開

(水産基本法)

- 水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。
- 政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、“水産基本計画”を定めなければならない。



平成14年 “水産基本計画”を策定
※ 概ね5年ごとに変更



平成29年 “水産基本計画”を変更

(新たな水産基本計画)

- ① 資源特性や分布、利用状況に応じた資源管理の基本的な考え方や方向性
 - 自給率目標の達成のためには、まず、漁業生産の基礎となる水産資源を回復させ適切な水準を維持することが重要である。
 - 我が国は排他的経済水域内で数百種にも及ぶ多種多様な資源を利用しているが、これらの資源の状況や漁業上・国民生活上の重要度は様々であることから、漁獲量や漁獲金額等が多い主要資源や広域資源および資源状況が悪化している資源については国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。
 - このため、主要水産資源ごとに維持すべき水準（目標管理基準）や下回ってはならない水準（限界管理基準）といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。
- ② 資源管理指針・資源管理計画体制の推進
 - 我が国漁業管理の大きな特長である漁業者による自主管理や資源管理型漁業の歴史を踏まえ、漁業者が国および都道府県が策定する「資源管理指針」に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量の上限設定、漁具の規制等の資源管理措置を記載した「資源管理計画」を作成し、これを確実に実施する場合に資源管理・収入安定対策によって、担い手たる漁業者の収入の安定等を図る。
 - また、大宗の漁業者の参画を得て資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理を全国的に推進する。

■ その中で、複数の都道府県にまたがるなど広い海域に分布し、多くの漁業者が利用する重要な資源については、国も積極的に関与して資源管理目標等の達成のための統一的な資源管理の方向性を関係都道府県の「資源管理指針」に定め、この指針に基づく「資源管理計画」により適切な管理を推進する。

■ さらに、資源状況が特に悪い資源についても資源管理指針に資源状況の改善を目指した内容を定め、関係都道府県と調整の上、計画的な管理を推進する。

③ 資源管理等による資源管理の充実

■ 資源管理目標等およびこれに基づく各種施策に見合った漁獲を実現するため、漁業権制度および漁業許可制度、TAC（漁獲可能量）、漁業者団体による自主的な取組を組み合わせ、適切な管理を図ることにより、漁業活動を適正な水準に管理するとともに、水産物の安定的な供給に資する。

■ TAC対象魚種の拡大については、漁獲対象魚種が多く定置網を始め魚種選択性が低い漁法が多い我が国漁業の操業実態、資源の状態やそれを取り巻く情勢、科学的知見の蓄積状況等を踏まえつつ、国民生活上または漁業上重要な広域資源等について、関係者の意見を聴きながら検討を進める。

■ IQ（個別割当）方式については、一部の漁業で試験的な実施とその効果・課題の検証等を行ってきたが、その成果も踏まえつつ、沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合ったIQ方式の活用方法について検討を行う。

■ なお、数量管理の充実にあたっては、水揚地において漁獲量を的確に把握する体制整備を検討する。

■ また、我が国周辺の漁場においては、異なる漁業種類の多数の漁船が輻輳しながら操業している実態にあり、資源管理や漁業調整上の必要性から漁船のトン数制限等の様々な規制が存在し、効率的な操業の実現を妨げている側面がある。

■ 沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、資源管理の方法も含め規制緩和の在り方等について引き続き検討し成案を得る。

■ さらに、資源管理を着実に推進するためには、漁業者はもとより、漁獲物を利用する関連産業や国民の認識の共有を図ることが重要であることから、資源の現状、管理の目標や管理措置等について積極的に情報発信を行う。

④ 適切な資源管理措置の基礎となる資源評価の精度向上と理解の醸成

（資源評価の対象種の拡大と精度向上）

■ 沿岸魚種は多種多様で地域固有のものも多いために、様々な漁業により地域的に利用されてきたため、資源評価対象となりにくい実態があった。

■ 一方で、近年このような資源評価の未実施種の漁獲の落ち込みが大きい。効果的な対策を講じるには、この原因が浅海域の開発等回復不可能なものか、あるいは資源管理によっては回復し得るものかを把握する必要もあり、関係都道府県との連携を強化しつつ、可能な範囲で資源評価対象種の拡大等を図る。

■ 既に資源評価を実施している沖合の主要魚種に関しては、数量管理の拡充を念頭に評価精度向上を図るため、これまでの調査船調査や漁獲物調査を確実に継続することに加え、我が国排他的経済水域近辺で急増する外国漁船の動向、海洋環境等の新たな変化に係る情報の収集のほか、国際交渉等を通じて各種情

報を収集し、資源評価に組み込める体制の構築を図る。

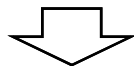
- 上記の実施には、より大量の漁獲・調査情報の迅速な蓄積が必要であり、これらの情報を必要に応じ、漁業調整や流通分野等にも有効に活用できるよう、資源・漁獲情報ネットワーク体制の構築を図る。

(資源評価に対する理解の醸成)

- 国民の資源評価・管理への関心の高まりを踏まえ、資源評価を受託実施している国立研究開発法人水産研究・教育機構の果たすべき役割を資源評価の独立性の観点から明確化するとともに、その評価手法や結果の透明性の確保に努める。
- また、様々な機会を利用し、漁業関係者のみならず消費者も含めた国民全般が資源状況と資源評価・管理の方向性について共通の認識を持てるようこれらの情報を理解しやすい形で積極的に公表していく。

⑤ 資源管理のルール遵守を担保する仕組みの推進

- 資源管理が効果を上げるためには、資源管理のルール遵守を担保することが必要であるが、我が国周辺海域における外国漁船の操業が増大・広域化している状況を踏まえ、取締船の大型化や増隻を含む取締体制の充実強化、漁業監督官の増員や実務研修等による能力向上を図りつつ、限られた取締勢力を有効活用していくために、VMS（衛星船位測定送信機）の活用、衛星情報や各種IC技術等の漁業取締りへの積極的導入、さらには、海上保安庁や都道府県取締機関との連携を通じた取締りの重点化・効率化を図る。
- また、重要な輸出品目であるナマコ等を含む沿岸域の密漁については、悪質・巧妙な事例や広域での対応が必要となる事例もあることから、都道府県、警察、海上保安庁および流通関係者を含めた関係機関との緊密な連携等を図るとともに、密漁品の市場流通や輸出からの排除に努める等地域の特性に応じた効果的な対策を実施する。



平成30年 ”農林水産業・地域の活力創造プラン”に水産政策改革に関する検討結果を追加して改訂

(農林水産業・地域の活力創造プランに追加された”水産政策の改革について”)

○ 改革の方向性

- 漁業の基礎は水産資源であり、資源を維持・回復し適切に管理することが必須。
- 資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法および管理方法とする。
- 資源調査を抜本的に拡充し、国際水準の資源評価を実施する。

- その成果を活用して我が国周辺水域の適切な資源管理のための関係国との協議を進める、
- 主要資源については、アウトプット・コントロールを基本にインプット・コントロール、テクニカル・コントロールを組み合わせる資源管理を実施する。
- アウトプット・コントロールについては、漁業の実態を踏まえつつ、可能な限りIQ方式を活用する。

○ 改革の具体的内容

(新たな資源管理システムの構築)

- 漁業の成長産業化のためには、基礎となる資源を維持・回復し、適切に管理することが必須である。
- このため、資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法および管理方法とする観点から、以下のとおり見直す。
- また、我が国EEZ内の取組の強化と並行して、関係国と共通に利用する水産資源については、二国間協定・地域漁業管理機関など国際的な枠組みを通じて資源管理を徹底するとともに、漁業取締体制を強化する。

① 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種・資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかにカバーしたうえで、都道府県から要請のあった魚種についても順次対象に追加する。

また、調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。

② 資源管理目標の設定方式を再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から国際的なスタンダードである最大持続生産量(MSY)の概念をベースとする方式に変更し、最大持続生産量(MSY)は最新の科学的知見に基づいて設定する。

このため、国全体としての資源管理指針を定めることを法制化し、この指針において、資源評価のできている主要魚種について、順次資源管理目標として、次の2つの基準を設定する。

- ◆ 回復・維持を目指す水準としての「目標管理基準」(最大持続生産量(MSY)が得られる資源水準)
- ◆ 乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」(これを下回った場合、原則として10年以内に「目標管理基準」を回復するための資源再建計画を立てて実行する。)

③ 「目標管理基準」の維持・段階的回復を旨として、国は毎年度の漁獲可能量(TAC)を設定する。

TAC対象魚種は、漁業種別・海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTAC対象に取り込む。

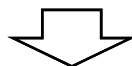
④ 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当(IQ)を導入する。

IQの導入にあたっての割当は、国が漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別にTACに占めるIQの割合(%)を割当す

る方式とする（IQの数量は毎年度、その年度のTACに基づいて確定することになる。）

資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。

- ⑤ IQの円滑な導入および資源の合理的な活用を図るため、IQの割当を受けた漁業者相互間で、国の許可の下に特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。
- ⑥ また、IQだけでは資源管理の実効性が十分確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。
- ⑦ TAC対象魚種全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告させるようにする。逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。
- ⑧ IQ超過については、罰則・IQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティ措置を講ずる。
- ⑨ 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。
- ⑩ 新たな資源管理措置への移行に伴い、減船や休漁措置などが必要となると考えられ、これについては円滑な移行を確保する観点から必要な支援を行う。
- ⑪ 新たな資源管理措置の下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。



平成30年 ”**漁業法**” を一部改正（施行日＝公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）

（改正漁業法の概要）

○ 水産資源の保存および管理

1 資源管理の基本原則

(1) 水産資源の保存および管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、必要な場合には漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。（第8条関係）

※ 「漁獲可能量」とは、最大持続生産量を実現することを目的として、資源評価に基づき、管理年度において採捕することができる数量の最高限度として水産資源ごとに農林水産大臣が定める数量をいう。

(2) 漁獲可能量による管理は、管理区分（特定の水域および漁業の種類その他の事項によって構成される区分）ごとに、漁獲可能量を配分し、その漁獲可能

量を超えないように漁獲量の管理を行うものとする。（第8条第2項関係）

(3) 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等（船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。）ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（以下「漁獲割当」という。）により行うことを基本とする。（第8条第3項関係）

(4) 漁獲割当を行う準備の整っていない管理区分における漁獲量の管理は、当該管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行うものとする。（第8条第4項関係）

(5) (4)の場合において、水産資源の特性等により漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められるときは、当該管理に代えて漁獲努力量（漁ろう作業量であって、操業日数その他の農林水産省令で定める指標によって示されるもの）の総量の管理を行う。（第8条第5項関係）

2 水産資源の調査および評価

(1) 農林水産大臣は、海洋環境に関する情報、水産資源の生息または生育の状況に関する情報、採捕および漁ろうの実績に関する情報その他の資源評価を行うために必要となる情報を収集するための調査（以下「資源調査」という。）を行うものとする。資源調査を行うにあたっては、人工衛星に搭載される観測用機器、船舶に搭載される魚群探知機その他の機器を用いて情報を効率的に収集するよう努めるものとする。（第9条第1項・第2項関係）

(2) 農林水産大臣は、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施するものとする。（第9条第3項関係）

3 資源管理基本方針

(1) 農林水産大臣は、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）を定めるものとする。資源管理基本方針を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。（第11条関係）

※ 資源管理基本方針に定める事項

① 資源管理に関する基本的な事項

② 資源管理の目標（資源管理目標）

ア 最大持続生産量を実現するために維持し、または回復させるべき目標となる値（目標管理基準値）

イ 資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値（限界管理基準値）

③ 特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産資源）ごとの大臣管理区分、国・都道府県への配分の基準

④ 漁獲量の管理の手法に関する事項 等

(2) 資源管理基本方針を定めるにあたっては、国際的な枠組みにおいて行われた資源評価、国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理に関する事項を考慮しなければならない。(第13条関係)

(3) 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針を定めるものとする。当該方針を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。(第14条関係)

4 漁獲可能量による管理

(1) 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごとおよびその管理年度ごとに、漁獲可能量、その内訳として各都道府県および大臣管理区分に配分する数量を定める。(第15条関係)

(2) 都道府県知事は、配分量について知事管理区分ごとに管理する漁獲可能量等を定める。(第16条関係)

(3) 特定水産資源を採捕した者は、農林水産省令または規則で定めるところにより、大臣管理区分にあつては農林水産大臣、知事管理区分にあつては都道府県知事に報告しなければならない。(第26条・第30条関係)

5 漁獲割当による漁獲量の管理

(1) 漁獲割当による漁獲量の管理を行う管理区分(漁獲割当管理区分)において、漁獲割当の対象たる特定水産資源を採捕しようとする者は、船舶等ごとに漁獲割当の割合(漁獲割当割合)の設定を求めることができる。(第17条第1項関係)

(2) 農林水産大臣または都道府県知事は、漁獲実績等を考慮してあらかじめ基準を定め、これに従って漁獲割当割合の設定を行う。(第17条第3項関係)

(3) 農林水産大臣または都道府県知事は、管理年度ごとに、漁獲割当割合の設定を受けた者(漁獲割当割合設定者)に対して、年次漁獲割当量を設定する。(第19条関係)

※ 年次漁獲割当量 = 当該管理年度において漁獲割当管理区分に配分された漁獲可能量 × 漁獲割当割合

(4) 漁獲割当割合は、船舶等とともに譲り渡す場合等であつて、農林水産大臣または都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。(第21条関係)

(5) 年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合等であつて、農林水産大臣または都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転することができる。(第22条関係)

(6) 年次漁獲割当量設定者でなければ漁獲割当の対象となる特定水産資源を目的として採捕してはならず、年次漁獲割当量設定者は、年次漁獲割当量を超えて採捕してはならない。(第25条関係)

(7) 農林水産大臣または都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が年次漁獲割当量を超えたときは停泊命令を発出するとともに、年次漁獲割当量の控除または漁獲割当割合の削減を行うことができる。(第27条・第28条・第29条関係)